

商工もばら

商工もばら 第556号
(毎月1回発行)
発行所: 茂原商工会議所
茂原市茂原443番地
tel.22-3361(代)
発行責任者: 河野万由美
編集責任者: 石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス
<http://www.mobara-cci.or.jp>



茂原市八千代 一宮川

2021 **4**
April

茂原商工会議所HPはこちら



茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所

■ **会員数 / 1176事業所**
(令和3年2月28日現在)

「終息への兆し」

2月17日、医療従事者に対する国内初のワクチン接種が開始され、終息に向けた大きな一歩が踏み出されました。その一方で1月8日より約2か月間に及ぶ緊急事態宣言の効果により、感染者数は徐々に減少傾向を見せ、2月末時点ではピーク時の約1/8まで減少してきましたが、一部地域では若干増加の傾向があり、感染者数のリバウンドに対する懸念から、3月21日まで再延長がされました。

国内で初めて感染が確認されてから1年以上が経過した今、多方面でコロナウイルスに対する様々な動きが見られ、それによる知見も数多く集まり終息まであと一息と願います。

このような中、茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受ける中小・小規模事業者に対し経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用等についてのご相談を受け付けておりますので、是非ご利用ください。

また、茂原商工会議所は、3月10日より申請受付が開始された「一時支援金」の登録確認機関にも指定されていますので、対象となる事業者はご相談ください。(一時支援金に関する詳細は広報P3に記載)

outline

- 千葉県感染拡大防止対策協力金(第3弾)..... 2
- 中小法人・個人事業者のための一時支援金..... 3
- 新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内他..... 4
- インフォメーション(各種お知らせ)..... 6

協力金

■千葉県感染拡大防止協力金(第3弾)の申請受付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月8日(月)から3月7日(日)までの間、時短営業等の協力要請に応じた事業者に対して、「千葉県感染拡大防止対策協力金(第3弾)」(以下、「協力金」と記載)を支給します。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ①千葉県内で飲食店を運営する事業者であること。 ②県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得のうえ営業していること。 ③従前は20時から翌朝5時までの間に営業している時間のあった店舗が、県からの要請に対し、全期間協力したこと。 ④要請の全ての期間において、県が要請する感染拡大防止対策を全て実施すること。 ⑤事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。 ⑥事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ⑦「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。また、本件について千葉県検察本部に照会することについて予め承諾すること。
支給額	上記の対象要件を満たす事業者に対し、最大168万円(1店舗につき)を支給します。
申請受付	<p>【方 法】オンラインまたは郵送</p> <p>【期 間】3月10日(水)から4月15日(木)まで</p> <p>※オンライン申請は3月10日(水)12時より申請開始 ※郵送での申請は3月15日(月)から受付開始予定</p>
お問合せ先	<p>【名 称】千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター</p> <p>【電話番号】0570-003894 【受付時間】9:00~18:00まで(土・日・祝含む)</p>
専用ポータルサイト	<p>【名 称】千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト</p> <p>【アドレス】https://chiba-kyouryokukin.com/</p>



■千葉県感染拡大防止協力金(3月8日以降)の申請受付について


緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮の要請期間を3月21日まで延長することとしたことに伴い、3月8日から3月21日までの期間において要請にご協力いただいた飲食店に対し協力金を支給します。

支給対象	<p>3月8日から3月21日までの原則として全期間、継続して要請にご協力いただいた県内全域の飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること)</p> <p>【要請の内容】・20時から翌朝5時までの営業自粛・酒類の提供は11時から19時まで</p> <p>・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底</p>
支給額	<p>1店舗あたり 84万円</p> <p>※3月8日から営業時間短縮要請にご協力いただけなかった場合においても、3月13日までにご協力いただいた場合は、一律54万円を支給します。</p> <p>※協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日HPにてお知らせします。</p> <p>※協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。</p>
お問合せ先	<p>【名 称】千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター</p> <p>【電話番号】0570-003894 【受付時間】9:00~18:00まで(土・日・祝含む)</p>

支援金

■ 中小法人・個人事業者のための一時支援金(緊急事態宣言の影響緩和)

1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

給付対象	①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。 ※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があることと、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。 ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上げが50%以上減少していること。	
給付額計算式	【給付額】2020年又は2019年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3カ月	
給付上限額	中小法人等:上限60万円 / 個人事業主:上限30万円	
対象期間	1月~3月	一時支援金事務局HP (申請、申請サポート会場予約等はこちら) https://ichijishienkin.go.jp/ 
対象月	対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月	
申請受付期間	3月8日(月)~5月31日(月)	お問合せ先 一時支援金事務局 相談窓口 フリーダイヤル 0120-211-240 (IP電話等はこちら:03-6629-0479)

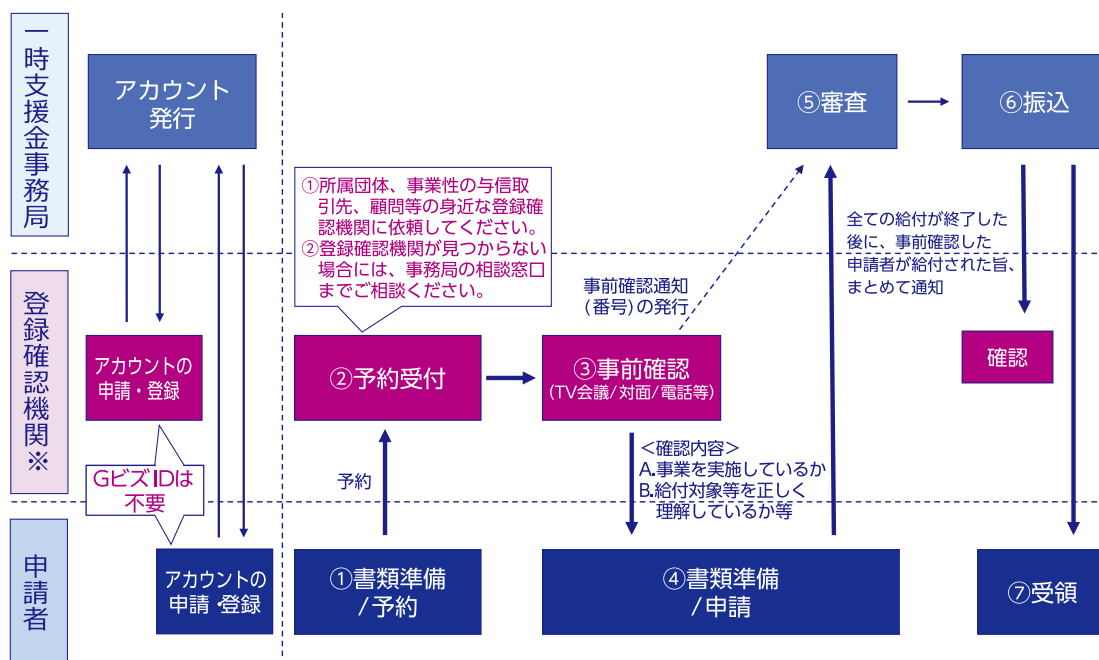
※1 申請をする前に登録確認機関による事前確認が必要になります。事前確認には下記の資料が必要ですが、登録確認機関となっている各機関の会員、顧問先、事業性融資先等の場合、1~5の書類の確認を省略することができます。その場合は、6のみをご準備ください。なお、茂原商工会議所は、登録確認機関となっています。

- ①本人確認書類 ②履歴事項全部証明書(中小法人のみ)
- ③收受日付印の付いた2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書類の控え
- ④2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)
- ⑤2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳 ⑥代表者又は個人事業者本人が自署した「宣誓・同意書」

※2 本申請に伴う事前確認には、仮登録を行った際に発行される申請IDが必要となります。

仮登録が済んでいない方は、上記「一時支援金事務局HP」より仮登録をし、申請IDを取得してください。

※3 以下、手続きのフロー図となります。申請前にご確認ください。



融資

■新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。(特別利子補給制度を併用することで、実質的な無利子化を実現)

対象事業者	①「最近1カ月間」や「最近14日間以上1カ月未満の任意の期間」における売上高、または、過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が、前3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。 ②前3年間全ての同期との比較が望ましくない場合であって、「最近1カ月間」や「最近14日間以上1カ月未満の任意の期間」における売上高、または、過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。 a. 過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高 b. 2019年12月の売上高 c. 2019年10月~12月の平均売上高		
資金の使いみち	運転資金・設備資金(いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る)		
融資限度額	別枠1,000万円	金利	1.21%(2021年3月1日時点)より当初3年間-0.9%
お問合せ先	茂原商工会議所 TEL:0475-22-3361		

新型コロナウイルス感染症に関する支援策
「給付金、補助金、助成金」に対する税務上の取り扱いについて

《持続化給付金等》 ■ 持続化給付金 ■ 家賃支援給付金 ■ 千葉県中小企業再建支援金 ■ 茂原市中小企業再建支援金 ■ 千葉県感染拡大防止対策協力金

●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。【注意点】収益として計上する時期については、支給決定があった日の属する事業年度になります。

《雇用調整助成金等》 ■ 雇用調整助成金の特例 ●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。

【注意点】収益として計上する時期について、基本は「支給決定時の属する年度」に収入計上しますが、(1)「事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」と(2)「支給決定時の属する年度」が異なる場合は(1)「事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」に収益を計上します。

《小規模事業者持続化補助金等》 ■ 小規模事業者持続化補助金 ■ 茂原市小規模事業者サポート補助金 ●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。

【注意点】収益として計上する時期については、支給決定があった日の属する事業年度になります。

《特別定額給付金》 ●個人 非課税対象となります。

※3月号(前月号)の同記事内に、一部(特別定額給付金部分)に誤った標記がありましたので、再度ご確認をお願いいたします。

部会長・委員長会議を開催

2月26日(金)当所に於いて、部会長・委員長会議を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、WEB会議ツール「Zoom」を兼用しての開催となった本会議では、各部会・委員会における次年度の事業計画が発表されました。

なお、上記に関する事業計画内容、及び予算につきましては、3月26日(金)に開催予定の第140回通常議員総会にて承認後、次月発行広報にて掲載します。



部会長・委員長会議の様子

商工会議所の2021年度各種検定試験～STEP UP!自分力!!

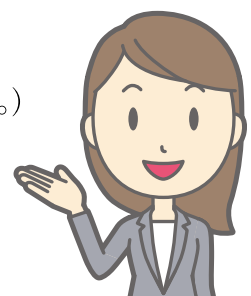
検定試験名	回数	級	試験日	申込受付期間	受験料
珠算	第222回	1～6	6月27日(日)	5月10日(月)～5月14日(金)	1級 2,340円 2級 1,730円 3級 1,530円 4級～6級 1,020円
	第223回	1～6	10月24日(日)	9月6日(月)～9月10日(金)	
	第224回	1～6	2月13日(日)	12月20日(月)～12月24日(金)	
簿記	第158回	1～3	6月13日(日)	4月26日(月)～5月14日(金)	1級 7,850円 2級 4,720円 3級 2,850円
	第159回	1～3	11月21日(日)	10月6日(水)～10月22日(金)	
	第160回	2～3	2月27日(日)	1月12日(水)～1月28日(金)	

東京商工会議所主催の4検定試験は、令和3年度よりネット試験のみの実施となります。
詳細につきましては、東京商工会議所検定ページをご確認ください。
URL <http://www.kentei.org/> TEL 03-3989-0777

茂原商工会議所 会員限定サービス 新・ビジネス情報同封サービス「ビズPlus」のご案内

茂原商工会議所会報「商工もばら」にあなたの会社の商品やイベント情報を同封し、約1,300社の会員事業所様へPRしませんか!?

- 同封できるもの①A4サイズまでなら折らずにそのまま同封可能です。
②データのみでも受付致します。(但し別途印刷費が掛かります。)
- ご利用料金1ヶ月 22,000円(税込)
(半年契約 8月又は1月を除く5ヶ月は10%割引)
(年間契約 8月及び1月を除く10ヶ月は20%割引)
※消費増税に伴い令和元年10月から上記価格へ改定



【詳細・お問合せ先】茂原商工会議所 TEL.22-3361 広報担当

INFORMATION

茂原商工会議所
インフォメーション

耳より情報!



日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R3 3.1現在)

「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は
お気軽にお問合せください。

会員企業
限定

- 相談日 3/19(金)
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

茂原商工会議所・中小企業相談所
住所:茂原市茂原443番地
TEL:22-3361 FAX:23-7895

千葉県信用保証協会による 定例相談会を実施

毎月10日 要予約 相談料無料

お問合せ
茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

更新日が近い方は、今すぐお電話を。 集団扱自動車保険のご案内

◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落としとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020
(A06A151176)

倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

新入会員企業紹介

ご入会ありがとうございました。

NO.	事業所名	事業所住所	電話番号	代表者	業種
30	植村 幸雄	茂原市法目307-3	—	植村 幸雄	大工
31	AIMSエイト	茂原市下永吉1157-2	—	齊藤 明子	光触媒関連事業
32	居酒屋 花×2	茂原市早野2999-1	0475-23-8710	星野 明美	居酒屋
33	梅花	茂原市高師707-8	—	鈴木 徳治	スナック
34	クマトレーディング	茂原市茂原640-4 八千代203号室	050-3573-4343	丸山 真一	学習塾
35	韓国料理 鳥鳥	茂原市高師845	0475-26-5359	羅 正熙	韓国料理店
36	八木労務開発事務所	茂原市東部台3-28-11	—	八木 早織	社労士
37	居酒屋 ひで	茂原市早野1929-3 コスモ茂原9階10号	—	霜鳥千代子	居酒屋

検定だより 検定試験、合格おめでとうございます。

第157回 簿記検定試験 合格者

2級 ○小滝 文教

3級 ○渡邊 愛美 ○野口 夏依 ○鶴岡 遥斗 ○金城 梨桜 ○高貫 真裕 ○鎗田 俊幸
 ○松田 優花 ○大谷 潤 ○田島 徳子 ○池田 可愛 ○麻生 沙奎 ○武田 博美
 ○石井 麻貴 ○島岡 亜美 ○久我 晟史 ○稲村あゆみ ○小高 優理 ○原 英里子
 ○鶴岡 哲 ○宗島 尚之 ○太田 玲奈 ○小谷 拓也 ○庭田 大輔 ○佐藤 茜
 ○押田 倫佳 ○野田 千明 ○岡田 麻美 ○齋藤 彩名 ○内山 富夫 ○岩瀬 弘明
 ○中村さき江 ○池田 龍一 ○三上 裕貴 ○山崎 宏和 ○古澤 照輝 ○徳見 寧子
 ○大澤 滉樹 ○大石 菜摘 ○堀内 麗世

第221回 珠算能力検定 合格者

1級 ○葉濟 湧人 ○田邊 夏輝 4級 ○熊切 大翔 ○今坂 美優
 5級 ○山本 莉乃 ○渡邊 元喜



新しい労災リスクから 会員の皆様をお守りする 全国商工会議所の「業務災害補償プラン」

うつ病による自殺や過労死など新しい労災は年々増加。そしてその賠償金も高額化の傾向に…。しかも、平成18年の労働安全衛生法の改正により、企業側の責任は厳格化の方向。これらの労災リスクにしっかり対応でき、しかも低廉な掛金で加入できる新しい補償プランができました。

大好評

業務災害補償プランの特徴

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合せください。

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金(約半額水準)
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに*保険金のお支払いが可能
- 契約は無記名式。短期労働者やパート・アルバイトも包括自動補償
- 掛金は売上高と業種で算出 掛金は全額損金算入可能

【お問合せ先】茂原商工会議所(募集覚書締結商工会議所になります。) TEL.22-3361

子どもたちの未来への第1歩を一緒に応援しませんか？

「夏の体験教室」協力事業所募集

当所体験教室委員会では、毎年夏休みに子どもたちへの職業体験を実施しています。本年度は下記の通り実施いたしますので、多くの事業者のご参加をお待ちしています。



《開催予定》8月中旬

《参加募集締切》4月15日(木)

《実施方法》オンラインにて実施

《募集要件》茂原商工会議所会員事業所
(初めての方、大歓迎です)

《お問合せ》TEL.0475-22-3361 担当：佐久間

職場体験で期待される参加企業への効果

- 参加者への企業PRにつながり、販路拡大に繋がります。
- 参加企業の社会貢献活動への認知度が高まります。
- 参加企業同士の異業種交流が図れます。
- 従業員のモチベーションアップに繋がります。



「夏の体験教室」申込書

茂原商工会議所 行 切り取らずこのままFAXでお申込みください。 FAX.0475-23-7895

事業所名		
住 所		
代表者名	TEL	—